

令和5年度青年農業者・新規就農者実態補完調査に係る担当者会議
式次第

日時：令和5年7月11日(火)
(午前) 10時00分～11時00分
(午後) 14時00分～15時00分
方法：WEB会議 (ZOOM)

1 開 会

2 挨拶

3 説 明

(1) 令和5年度年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について

(2) 同調査における留意点等について

(3) スケジュール等について

4 質疑応答

5 その他

6 閉 会

令和4年度新規就農者・雇用就農者の概要

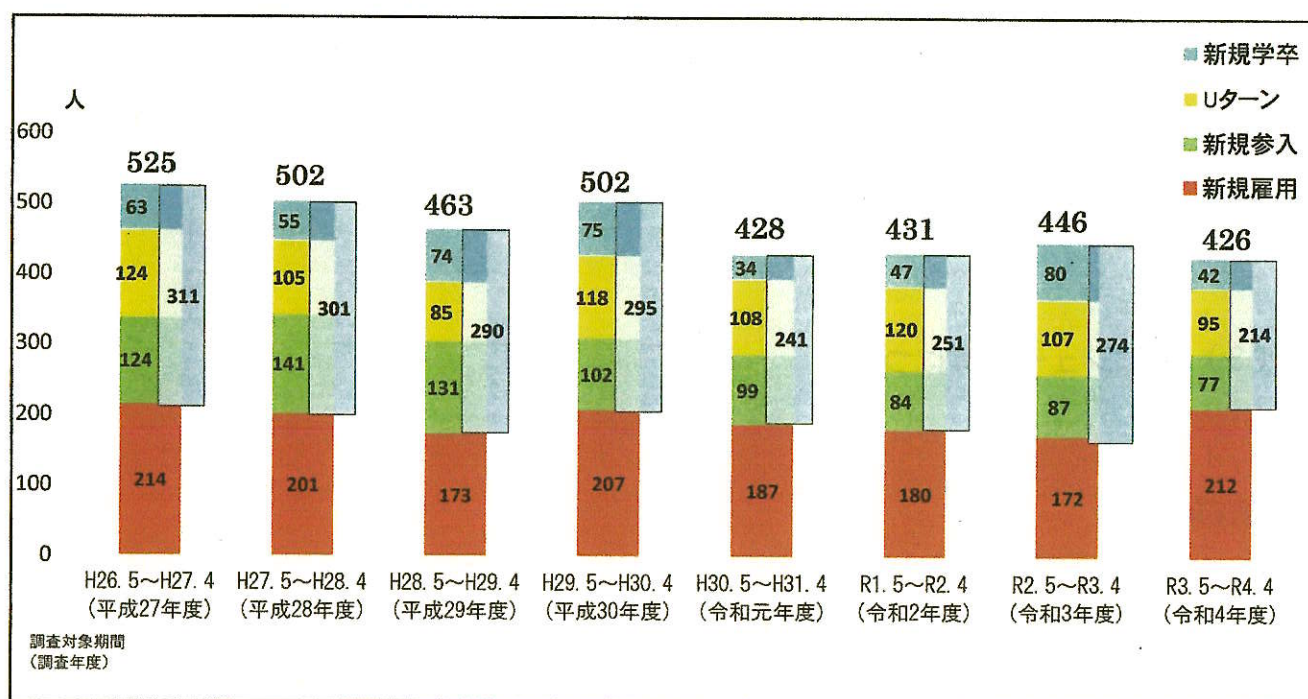
1 新規就農者・雇用就農者の年次別推移

令和4年度の新規就農者・雇用就農者数（新規学卒、Uターン、新規参入、新規雇用）は、426人となり、前年より20人減少した。

新規就農者の内訳をみると、新規学卒就農者は前年より38人減の42人、Uターン就農者が12人減の95人、農外からの新規参入者は10人減の77人となった。

また、農業法人等への就職就農や農業参入企業に雇用された新規雇用者数は、前年より40人増の212人となった。（図1）

図1 年次別新規就農者・雇用就農者の推移





農担 393号
熊農会議第270号

令和5年(2023年)6月30日

各市町村農政主管課長 様
各市町村農業委員会会長 様

熊本県農林水産部生産経営局
農地・担い手支援課長
(公印省略)

一般社団法人熊本県農業会議会長
(公印省略)

令和5年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について(依頼)

当課及び当会議の事業推進につきまして、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記実態補完調査については、本県の新規就農者や青年農業者の就農状況の動向を把握する貴重な基礎資料となっており、本県の担い手対策を講じていくうえで必要不可欠な調査となっています。

つきましては、別紙「令和5年度青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領」に基づき標記調査を実施いたしますので、ご多忙中恐縮に存じますが、農政主管課及び農業委員会等の関係機関で情報を共有いただき、本調査にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、本実態補完調査の実施に当たっては、個人情報の取扱いにつきましても、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、取扱いには十分ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) 令和5年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について
- (2) 令和5年度青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領
- (3) 青年農業者・新規就農者実態補完調査 就農形態の定義早見表
- (4) 送付文書例(様式1-1号及び様式1-2号を送付される際に利用)
- (5) 実態補完調査様式について
- (6) 調査様式
 - ① 様式1-1号 新規就農者用入力カード(個人用)
 - ② 様式1-2号 新規就農者用入力カード(個人:配偶者用)
 - ③ 様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿
 - ④ 様式3号 新規就農者用集計表(市町村・地域集計)
 - ⑤ 様式4号 就農後農業に従事している農業者集計表(地域集計表)



※[留意事項]

「③様式 2 号 就農後農業に従事している農業者名簿」とは別に、令和 4 年度～平成 30 年度までの 5 か年間、本調査で把握した新規就農者リストが記載している名簿を添付しています。

過去 5 年間の新規就農者の「就農後の定着状況調査」は、この名簿での確認をお願いします。

なお、添付されていない市町村については、過去 5 年間新規就農者がいない市町村になります。

(7) 参考資料

- ① 参考 1 調査の流れ及び役割分担
- ② 参考 2 調査の流れイメージ図
- ③ 参考 3 新規就農予定者リスト
- ④ 参考 4 経営開始型受給者リスト
- ⑤ 参考 5 「雇用就農資金（旧 農の雇用事業）」等対象者リスト

※[留意事項]

「参考 3～参考 5」が添付されていない市町村は、現時点で本会が把握している該当者がいない市町村ですが、必ずしも該当者がゼロと確定するものではありませんのでご留意いただくとともに、リストに漏れている方の実態把握をよろしくお願いします。

2 本調査に係るお問合せ先

一般社団法人熊本県農業会議（農政・担い手対策課）

担当：今村、松嶋

TEL：096-384-3333（直通）

FAX：096-385-1468

メール：43ninaite@nca.or.jp



農担第393号
熊農会議第270号
令和5年（2023年）6月30日

県広域本部 農業普及・振興課長 様

（熊本・菊池・八代・天草）

各地域振興局 農業普及・振興課長 様

（宇城・玉名・鹿本・阿蘇・上益城・芦北・球磨）

熊本県農林水産部生産経営局

農地・担い手支援課長

（公印省略）

一般社団法人熊本県農業会議会長

（公印省略）

令和5年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について（依頼）

標記の実態補完調査について、別添写しのとおり各市町村農政主管課及び農業委員会へ依頼しましたのでお知らせいたします。

つきましては、ご多忙中恐縮ですが、下記により取りまとめ及び報告について、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1 報告期日・提出物

（1）報告期日：令和5年8月31日（木）

（2）提出物：様式1-1、1-2の写し及び様式3号及び4号（地域集計表）

2 本調査に係るお問合せ先

一般社団法人熊本県農業会議（農政・担い手対策課）

担当：今村、松嶋

TEL：096-384-3333（直通）

FAX：096-385-1468

メール：43ninaiten@nca.or.jp

※提出物についてはこちらのアドレスへご案内いたします。

令和5年度(2023年度)青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領

1. 目的

熊本県では、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」に基づき、農林水産業への新規就業から経営安定までをトータルサポートするため、就業相談窓口の設置や技術習得研修の実施、就業時における初期投資への支援や円滑な経営継承に向けた支援体制の構築等により、多様な新規就農者の確保・育成を図っている。

近年、新規就農者の内訳をみると自営就農者が減少する一方で、農業法人等への就職就農が増加する傾向にあり、就農ルートに応じた就農対策を講じるとともに、新規就農者のニーズをとらえ的確な支援を行うことで、新規就農者を確保を推進する必要がある。

このようなことから、本県における青年農業者や新規就農者の動向、就農後の定着状況等を的確に把握し、現場での継続的な支援やニーズに応じた支援施策の構築を図るため、青年農業者・新規就農者実態補完調査を実施する。

2. 調査実施主体 熊本県

3. 調査対象および内容

- | | | | |
|----------------|----------------|-------------|-------------|
| (1) 青年農業者数 | (2) 新規学卒就農者 | (3) Uターン就農者 | (4) 新規参入就農者 |
| (5) 農業法人等への就職者 | (6) 就農後定着している者 | | |

4. 調査時点・調査対象期間

- (1) 調査時点：令和5年(2023年)5月1日
 (2) 調査対象期間：令和4年(2022年)5月1日～令和5年(2023年)4月30日

5. 実施方法

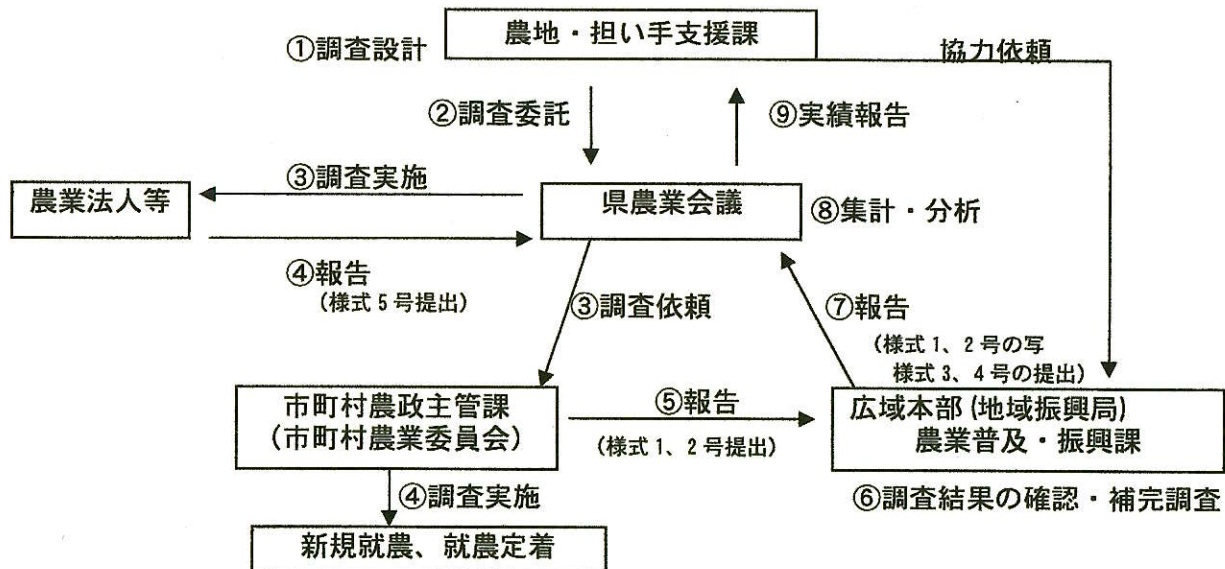
- (1) 調査業務を一般社団法人熊本県農業会議(以下「県農業会議」)に委託するものとする。

- (2) 調査実施期間 令和5年6月～9月

- (3) 調査スケジュール

- | | |
|---------|---|
| 5年 6月下旬 | 各市町村農政主管課及び農業法人等に対し調査依頼 |
| 7月下旬 | 各市町村農政主管課から各広域本部(地域振興局)に報告し、同局にて2次補完調査の実施、農業法人等から県農業会議に報告 |
| 8月下旬 | 各広域本部(地域振興局)から県農業会議に報告 |
| 9月～12月 | 県農業会議にて集計・分析 |

- (4) 調査フロー



■本調査で対象とする新規就農者

- 親元就農者(新規学卒就農者、Uターン就農者)
：農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、学生から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。
- 新規参入就農者：調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等によりの農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。
- 新規雇用就農者：調査期日前1年間に新たに法人等に、雇用期間の定めのない正規の従業員(1週間の労働時間が35時間以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(雇用される直前の就業状態が農業従事であった場合を除く。)

令和5年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について

令和5年（2023年）6月
熊本県農地・担い手支援課
一般社団法人熊本県農業会議

1 調査対象者

調査区分については以下のとおりとする。

なお、配偶者については、7調査票記入にあたっての留意事項の（1）のイに従い、本調査の対象者とする。

R4年度より調査対象者の年齢の制限はありません。

（1）新規学卒就農者（農家の子弟）

- ア 各種研修あるいは教育機関（義務教育・高等学校・農業大学校・短期大学・4年制大学及び試験研究機関等の研修）を、令和5年3月に卒業（修了）し、実家で就農した者
 - イ 各種研修あるいは教育機関を卒業後、国内外の農家等で研修を受け、調査時点から起算して過去1年以内で実家に就農した者で「自営農業への従事が主」の者
 - ウ 上記の研修あるいは教育機関を卒業（修了）後、農家出身で、実家と同地域で、独立した者で「自営農業への従事が主」の者
 - エ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者
- ※ア、イ、ウ、エともに農大研修部卒は含まない

（2）Uターン就農者（農家の子弟）

- ア 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に実家で就農した者で、「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」となった者
- イ 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に農家出身で、実家と同地域で、独立した者で「自営農業への従事が主」となった者
- ウ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者

（3）新規参入者

- ア 新たに農業経営を開始した者のうち、非農家出身者で、「自営農業への従事が主」の者
- イ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者

（4）新規雇用（事務職員を除く）

- ア 農業法人に、調査時点から起算して1年以内に雇用期間の定めのない正規の従業員（1週間の労働時間が35時間以上）として就職した者
- イ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者

（5）就農後定着している者

過去5年間に就農した新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入者のうち、調査時点で「自営農業への従事が主」の者

2 調査時点・調査対象期間

- (1) 調査時点：令和5年（2023年）5月1日
- (2) 調査対象期間：令和4年（2022年）5月1日～令和5年（2023年）4月30日

3 調査実施主体

市町村農政主管課（市町村農業委員会：協力機関）

4 調査様式

- (1) 様式1-1号 新規就農者用入力カード（個人用）
用途：新規就農者が記載する等し、新規就農者の状況を把握する様式
- (2) 様式1-2号 新規就農者用入力カード（個人：配偶者用）
用途：新規就農者の配偶者が記載する等し、新規就農者の状況を把握する様式
- (3) 様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿
用途：過去に報告があった新規就農者の定着状況を把握する様式
- (4) 様式3号 新規就農者用集計表（地域集計表）
用途：様式1-1号、1-2号を集計し取りまとめる様式
- (5) 様式4号 就農後農業に従事している農業者集計表（地域集計表）
用途：様式2号を集計し取りまとめる様式

5 調査の方法について

(1) 市町村農政主管課

市町村農政主管課は保有している「認定新規就農者」、「経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業・経営開始型)」、「就農祝い金」等の情報をもとに、調査実施要領等に基づき調査を実施する。

具体的には、農政主管課が保有する新規就農者のリストに加え、当方から送付した参考資料と突合せながら、新規就農者に電話・面談又は郵送等により〔様式1-1号〕、〔様式1-2号〕により新規就農者を把握する他、農業委員会等（認定農業者協議会会員、JA等）と連携しながら新規就農者の掘り起こしを行い、その結果について農政主管課において〔様式3号〕に整理し、〔様式1-1号〕及び〔様式1-2号〕の写しと併せて県広域本部（地域振興局）へ報告する。

また、過去5年間の新規就農者の定着状況については、当方から送付する〔様式2号〕に掲載の新規就農者に対して、農業委員会等（認定農業者協議会会員、JA等）と連携しながら定着状況の確認を行った後に〔様式2号〕を県広域本部（地域振興局）へ報告する。

(2) 市町村農業委員会

市町村農業委員会は、農政主管課と連携を図り、本調査に協力することとする。

具体的には、農政主管課の求めに応じ、調査対象期間内に新規就農希望者から農地の権利取得（貸借・売買）の申請等（農地法3条、基盤強化法等）が提出され、許可等を受けた新規就農者を整理するとともに、就農者の定着状況や後継者等の結婚を機会に就農した配偶者について掘り起こしや定着状況を、地域の実情に精通している農業委員・農地利用最適化推進委員へ調査を依頼・整理し農政主管課に報告する。

(3) 県各広域本部及び県各地域振興局 農業普及・振興課

管内の農政主管課から報告があった調査内容〔様式1－1号〕〔様式1－2号〕及び〔様式2号〕を確認・補完調査を行うとともに農業普及・振興課で内容を精査し、その結果を〔様式3号〕及び〔様式4号〕に取りまとめ、市町村農政主管課から提出があった上記〔様式1－1号〕、〔様式1－2号〕及び〔様式2号〕の写しと併せて1部を、県農業会議へ提出する。

6 調査提出期限

(1) 市町村農政主管課

令和5年7月31日（月）までに、所轄地域の農業普及・振興課へ提出する。

(2) 県各広域本部及び各地域振興局 農業普及・振興課

令和5年8月31日（木）までに、県農業会議へ提出する。

7 調査票記入にあたっての留意事項

(1) 市町村における名簿作成にあたって

ア 本調査が対象者とする新規就農者（年齢制限なし）

調査様式1－1号及び様式1－2で把握する①「新規学卒就農」、②「Uターン就農者」、③「新規参入就農者」については、年間（※就農から1年未満の者は就農後）の就業状況が「自営農業への従事が主」（年間の主な就業状況が農業である者）の者とする。

なお、様式2号の「自営農業への従事が従」とは年間（※就農から1年未満の者は就農後）の主な就業状況が他産業である者とする。

イ アの新規就農者には、配偶者も含むものとする。

なお、就農例毎の配偶者の就農形態は以下のとおり。

- ①教育機関を卒業→就農：新規学卒就農
- ②教育機関を卒業→家事手伝い→就農：新規学卒就農
- ③他産業に従事後→就農：Uターン就農
- ④他産業に従事後→家事手伝い→就農：Uターン就農
- ⑤夫婦ともに新たに経営を開始：新規参入

ウ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者（平成30年度以降に就農した者）については、新規就農者として当該年度の就農形態に加えることができる。

エ 調査については、属人主義（営農している地域ではなく、居住している地域で判断し、把握するもの）ではなく、属地主義（居住している地域ではなく、主な生産活動を行っている営農地域で判断し、把握するもの）により調査を行う。

(2) 参考資料の活用方法について

ア 新規就農予定者名簿

令和5年度以降に就農する予定である者のリストであり、調査時点で新規就農した可能性があることを確認するための資料。

イ 経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業経営開始型）受給者名簿及び農の雇用事業等対象者リスト

新規就農者のリストを作成する際に活用する他、前年度調査時点の調査もれや定着状況を確認するための資料。

青年農業者・新規就農者実態補完調査 就農形態の定義早見表

番号	就農形態	定義
1	新規学卒就農者	(1) 各種研修あるいは教育機関（義務教育・高等学校・農業大学校・短期大学・4年制大学及び試験研究機関等の研修）を、令和5年3月に卒業（修了）し、実家で就農した者 (2) 各種研修あるいは教育機関を卒業後、国内外の農家等で研修を受け、調査時点から起算して過去1年以内で実家に就農した者で「<u>自営農業への従事が主</u>」の者 (3) <u>上記の研修あるいは教育機関を卒業（修了）後、農家出身で、実家と同地域で、独立した者で「自営農業への従事が主」の者</u> ※ (1)、(2)、(3) ともに農大研修部卒は含まない
2	Uターン就農者	(1) <u>会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に実家で就農した者で、「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」となった者</u> (2) <u>会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に農家出身で、実家と同地域で、独立した者で「自営農業への従事が主」となった者</u>
3	新規参入	新たに農業経営を開始した者のうち、非農家出身者で、「自営農業への従事が主」の者
4	新規雇用	農業法人に、調査時点から起算して1年以内に雇用期間の定めのない正規の従業員（1週間の労働時間が35時間以上）として就職した者（事務職員を除く） ※実家が経営する農業法人に就職・就農した者（例：1戸1法人の後継者等）は含まない。
5	就農後定着している者	過去5年間に就農した新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入者のうち、調査時点で「自営農業への従事が主」の者

※国の新規就農者数調査に習い年齢制限を撤廃しております。

※青年農業者・新規就農者実態補完調査に係る留意点

1 配偶者の就農形態の取り扱い

配偶者の就農形態の取り扱いについては、以下の表1のとおりとする。

表1 配偶者の就農形態の区分表

夫の就農形態	配偶者(今回)の就農形態	
	職歴なし	職歴あり
新規学卒 Uターン	①②新規学卒	③④Uターン
新規参入	⑤新規参入	

[就農例毎の配偶者の就農形態]

- ① 教育機関を卒業→就農：新規学卒就農
- ② 教育機関を卒業→家事手伝い→就農：新規学卒就農
- ③ 他産業に従事後→就農：Uターン就農
- ④ 他産業に従事後→家事手伝い→就農：Uターン就農
- ⑤ 夫婦ともに新たに経営を開始：新規参入

2 前年度調査時点で調査もれとなっていた者の取り扱いについて

前年度調査時点で調査もれとなっていた者については、該当就農形態に加える。

3 調査時点とはいつ時点のことを言うのか

本年度については、令和5年（2023年）5月1日時点とする。

令和5年 月 日

各 位

〇〇市(町村) 〇〇課長

令和5年度新規就農者実態調査へのご協力について(お願い)

当市(町村)の事業推進につきまして、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、熊本県を中心に毎年実施している標記実態調査については、本県の新規就農者の就農状況の動向を把握する貴重な基礎資料となっており、本県農業及び当市(町村)の担い手対策を講じていくうえで必要不可欠な調査となっているところです。

この度、熊本県から調査依頼があったことから、当市(町村)が保有している情報をもとに調査のご協力をお願いしたく通知させて頂きました。

つきましては、調査の趣旨につきましてご理解をお願いしますとともに、お忙しい中大変恐縮ですが、下記の書類につきまして、ご返送(FAX 又はメールでの返信も可)又はご持参頂きますようお願い申し上げます。

記

1 調査様式

(1) 様式1-1号 新規就農者用入力カード(個人用)

(2) 様式1-2号 新規就農者用入力カード(個人:配偶者用)

※配偶者が就農していない場合は様式1-2号の提出は不要です。

※令和5年5月1日現在の調査時点で過去1年間(令和4年5月1日～令和5年4月30日までに)に就農した方です。

2 提出先及び提出期限

(1) 提出期限: 令和5年〇月〇日()

(2) 提出先: 〇〇市(町村) 〇〇課 担当者: 〇〇〇〇宛

住所:

電話:

FAX:

eメール:

3 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守して適正に管理するとともに、本調査以外の目的には使用致しません。

実態補完調査 様式について

1 様式1号ー1 新規就農者用入力カード（個人用）

(1) 用途

新規就農者が記載する様式（新規就農者の状況を把握する）

(2) 調査の流れ

農業会議⇒市町村（電話聞き取り or 郵送）⇒新規就農者⇒市町村⇒普及

2 様式1号ー2 新規就農者用入力カード（個人：配偶者用）

(1) 用途

新規就農者（配偶者）が記載する様式

(2) 調査の流れ

農業会議⇒市町村（電話聞き取り or 郵送）⇒新規就農者⇒市町村⇒普及

3 様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿

(1) 用途

市町村が記載する様式（新規就農者の定着状況を把握する）

(2) 調査の流れ

農業会議⇒市町村⇒普及

4 様式3号 新規就農者用集計表

(1) 用途

普及が取りまとめる様式（1, 2の集計用）

(2) 調査の流れ

普及⇒農業会議

5 様式4号 就農後農業に従事している農業者集計表

(1) 用途

普及が取りまとめる様式（3の集計用）

(2) 調査の流れ

普及⇒農業会議

6 様式5号 新規雇用者名簿（市町村にも調査の旨を同時に通知）

(1) 用途

農業法人が記載する様式（雇用就農者把握）

(2) 調査の流れ

農業会議⇒農業法人⇒農業会議

新規就農者用入力カード（個人用）

氏 名		生年 月日 年齢	年 月 日 歳	性別	男 女
現 住 所	〒 市 群		就農前の居住地 ※農業研修期間は 含まない。 ※どちらかに○。	・県内 ・県外 (県)	
電話番号 FAX	TEL : FAX :				
最終学歴 (該当する番号に ○をつけてくださ い。)	①義務教育卒 ②高等学校（農業系） ③高等学校（その他） ④農業大学校卒 ⑤農大研修部卒 ⑥短大・専門学校卒 ⑦大学卒 ⑧研究・研究機関 ⑨その他（ ）				
就農時期	令和（平成） 年 月 ～				
就農状況 (①～④のうち、 該当するものに○ をつけ、必要事項 を記入してくださ い。)	①新規学卒就農（農家の子弟で学校等卒業と同時に実家に就農）				
	②他産業からのUターンで実家に就農 Uターン前の職業（ ） Uターン理由（ ）				
	③新規参入（他産業から新たに参入した非農家出身者） ・就農地出身の有無（ ・就農地出身 ・就農地出身以外） （※就農地出身の範囲は、市町村単位で判断下さい） 参入前の職業（任意記入 ） 参入理由（ ）				
	④農業法人等への就職 法人等名（ ） 所在地（ ） 独立希望の有無（ ア 有 イ 無 ） 独立後の予定経営作物（ ）				
経営類型 (販売金額1位の 経営作目の番号に ○をつけてくださ い。)	①稲作・麦作 ②雑穀・いも類 ③工芸作物 ④露地野菜 ⑤施設野菜 ⑥果樹類 ⑦花卉・花木 ⑧酪農 ⑨肉用牛 ⑩養豚 ⑪養鶏 ⑫その他（ ）				
経営開始資金（旧 農業次世代人材投 資事業経営開始 型）受給の有無 (該当する番号に○ をつけてください。)	①有（予定含む） ②無				

新規就農者用入力カード

(個人：配偶者用)

<調査対象者について>

- ・就農済の夫又は妻の経営に配偶者が就農した場合は、本様式により報告してください。
- ・平成 30 年 5 月 1 日～令和 5 年 4 月 30 日までの期間内に、配偶者として就農した者（過去に本調査で報告済みの方は除く）。

なお、就農の定義は、年間の就業状況が「自営農業への従事が主」の者で、青色申告の専従者給与を受けている者等

氏 名		生年 月 日 年齢	年 月 日 歳	性別	男 女
(※参考) 上記氏名の夫又は妻		就農前の居住地 ※農業研修期間は 含まない。どちら かに○。		・ 県内 ・ 県外 (県)	
市町村名					
最終学歴 (該当する番号に○を つけてください。)	①義務教育卒 ②高等学校（農業系） ③高等学校（その他） ④農業大学校卒 ⑤農大研修部卒 ⑥短大・専門学校卒 ⑦大学卒 ⑧研究・研究機関 ⑨その他（ ）				
就農時期	令和（平成） 年 月 ～				
就農状況	※結婚前の実家が農業を営まれているかどうか ・ 農家出身の有無 （ ・ 非農家出身 ・ 農家出身 ） ※結婚後就農するまでに、農業以外の仕事をしていたかどうか ・ していた（職業名 ） ・ していない				
経営類型 (販売金額 1 位の経営 作目の番号に○をつけ てください。)	①稲作・麦作 ②雑穀・いも類 ③工芸作物 ④露地野菜 ⑤施設野菜 ⑥果樹類 ⑦花卉・花木 ⑧酪農 ⑨肉用牛 ⑩養豚 ⑪養鶏 ⑫その他（ ）				
経営開始資金（旧農業次 世代人材投資事業経営 開始型）受給の有無 (該当する番号に○をつけ てください。)	① 有（予定含む） ② 無				

様式2号

記入例

就農後農業に従事している農業者集計表

(記入要領)

- ① 令和4年度～平成30年度までの調査で把握したデータを入力しています。令和5年5月1日時点で営農状況等が変わっている場合(「農業従事の有無」や「認定農業者の有無」等)、該当箇所に赤字で「○」を付け、過去の状況に斜線を引くなど修正をお願いします。備考欄には、離農理由やその他の理由を記載してください。
- ② 「自営農業への従事者」とは年間(※)の主な就業状況が農業である者とし、「自営農業への従事者」とは年間(※)の主な就業状況が他産業である者とする。備考欄には、離農理由等について記載してください。
- ③ 本リストに行を追加したり削除したりしないようお願いします。
- ④ 就業前の居住地(県外・県内)※3は分かる範囲で記入ください。

※1 当調査で新規就農者としてカウントした年度を記載しています。

※2 不明など

調査対象者数 15人

取扱注意

番号	地域名	市町村名	就農 年度(※1) (調査把握 年度)	氏 名	性別	年 齢	住 所	経営類型	主な品目	農業従事の有無			認定農業 者の有無	農業次世代 人材育成 資金(旧 就農給付)	就業前の 居住地 県外・県内 ※3	備 考
										自営農業 への従事 が主	自営農業 への従事 が従	他 (※2)				
1	〇〇	〇〇市町村	R3年度	A	男	28	熊本県〇〇市△△1	⑤施設野菜	イチゴ	○				○	県内	
2	〇〇	〇〇市町村	R3年度	B	男	48	熊本県〇〇市△△2	⑦花卉・花木	カスミソウ	○					県内	
3	〇〇	〇〇市町村	R2年度	C	男	44	熊本県〇〇市△△3	⑦花卉・花木	トルコキキョウ、ユリ	⊖		○			県外	・他県へ転出
4	〇〇	〇〇市町村	R2年度	D	男	47	熊本県〇〇市△△4	⑨肉用牛	繁殖	○					県内	
5	〇〇	〇〇市町村	R1年度	E	男	46	熊本県〇〇市△△5	④露地野菜	不明	⊖		○			県内	・他産業の会社へ就職 ・離農理由: 収入が厳しいため
6	〇〇	〇〇市町村	R1年度	F	女	39	熊本県〇〇市△△6	④露地野菜	大根	⊖		○			県内	・死亡のため
7	〇〇	〇〇市町村	R1年度	G	男	27	熊本県〇〇市△△7	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	○					県内	
8	〇〇	〇〇市町村	R1年度	H	女	26	熊本県〇〇市△△8	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	○					県内	
9	〇〇	〇〇市町村	R1年度	I	男	46	熊本県〇〇市△△9	①稲作・麦類	水稻	⊖	○				県外	・会社員との兼業
10	〇〇	〇〇市町村	R1年度	J	男	27	熊本県〇〇市△△10	⑤施設野菜	トマト	○				○	県内	
11	〇〇	〇〇市町村	R1年度	K	男	23	熊本県〇〇市△△11	④酪農	酪農	⊖		○			県内	・他市町村へ転出、離農かどうか不明
12	〇〇	〇〇市町村	H30年度	M	男	41	熊本県〇〇市△△12	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	⊖		○			県外	・他市町村へ転出、転出先不明
13	〇〇	〇〇市町村	H30年度	N	男	38	熊本県〇〇市△△13	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	○			○		県内	
14	〇〇	〇〇市町村	H30年度	O	男	32	熊本県〇〇市△△14	④露地野菜	キャベツ	⊖		○			県内	・〇〇年離農。 ・離農理由: 思ったように収益が上がりなかった
15	〇〇	〇〇市町村	R4年度	P	男	34	熊本県〇〇市△△15	④露地野菜	キャベツ	○					県内	

新規就農者用集計表

—

[illegible]

※1 当調査で新規就農者としてカウントした年度を記載ください。

※2 不明など

※3 研修期間中の居住地は含まない。UJターン者、新規参入者で該当する可能性あり。

新 規 雇 用 者 名 簿

農業法人名：株式会社●●●●

住 所：熊本県●●市●●町●●丁目●●

電 話 番 号：096-●●●-●●●●●●

経営類型(※1)：⑤施設野菜

(※1)経営類型については、下記3の表に該当する番号を記入してください。

新規雇用の該当について(以下の該当する項目に☑して下さい)

該当者【有】 ☒ 該当者【無】 ☐

※該当者【有】の場合は以下の内容に回答をお願いします。

※該当者【有】の場合は以下の内容に回答をお願いします。

[illegible]

記入例

※記入上の留意事項

- 令和4年(2022年)5月11日～令和5年(2023年)4月30日の間に、雇用期間の定めのない正規の従業員の労働時間が35時間以上として雇用契約を締結した方(雇用される箇面の就業状況が専任従事であった場合を除く。)を記入ください。また、採用年月もご記入ください。
- ※外国人技能実習生は対象になりません。
※専任従事者採用は除きます。

※外国人技能実習生は対象になりません。

- 当該情報は個人情報のため、ご記入に当たってはご本人様の了解のもとご記入頂きますようお願いいたします。なお、本調査に係る個人情報の利用に関しては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守して適正に管理するとともに、本県の青年職業者への規制農業者の動向等を的確に把握し、ニーズに応じた支援施策の構築や現場での継続的な支援を行うためのシステム作以外の目的には使用しません。

は使用しません。

- 3 経営類型、最長学歴については、以下の分類に従い、番号①～⑫で記入してください。

経営類型(※1)	最終年度(※2)
①福作・麦類	①農務教育卒
②増殖・芋類	②高校卒(農家系)
③工芸作物	③高校卒(その他)
④露地野菜	④農業大・高校卒
⑤施設野菜	⑤短大卒・専門学校卒
⑥果樹類	⑥大卒卒
⑦花・花木	⑦研究機関・研修機関
⑧農産	⑧その他
⑨肉用牛	
⑩養豚	
⑪養鶏	
⑫その他	

※本調査の提出先(FAX、メールでの回答可)

干862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 県庁内 熊本県農産会議

TEL: 096-384-3333

FAX: 096-385-1468 mail: 43ninaite@nca.or.jp

新 規 雇 用 者 名 義

農業法人等名(雇用主): _____
住 所: _____
電 話 番 号: _____
定 額 課 型 (※1): _____

新規雇用の該当について(以下の該当する項目に☑して下さい)

☐ 【有】樟和議

☐ 【無】樟和議

※【有】の字は以下の内、何れに一回でも入ることを要し、誤す。

※該当者【有】の場合は以下の内容に回答をお願いします。

[illegible]

※記入上の留意事項

- 令和4年(2022年)5月1日～令和5年(2023年)4月30日の間に、雇用期間の定めのない正規の従業員(1週間の労働時間が35時間以下)として雇入れ契約を締結した方(雇用される直前の就業状態が義気従事であった場合を除く。)をご記入ください。また、採用年毎もご記入下さい。
- ※外国人技能実習生は対象になりません。

※外国人技能実習生は対象になりません。

- 当該情報は個人情報のため、ご記入に当たってはご本人様の了解のうえ、個人情報の利用に関しては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守して適正に管理するとともに、本県の青年職業者や新規就業者の動向等を的確に把握し、ニーズに応じた支援施策の構築や現場での継続的な支援を行うためのシステム作以外の目的には使用いたしません。

現就販賣の期間
は使用しません。

- 3 経営類型、最終学歴については、以下の分類に従い、番号①～⑫で記入してください。

経営類型(※1)	最終学歴(※2)
①畑作・麦類	①義務教育卒
②雑穀・芋類	②高校卒(農業系)
③工業作物	③高校卒(その他)
④露地野菜	④農科大学校卒
⑤施設野菜	⑤短大卒・専門学校卒
⑥東樹類	⑥大学卒
⑦花井・花木	⑦研究機関・研修機関
⑧醸造	⑧その他
⑨肉用牛	
⑩養豚	
⑪養鶏	
⑬その他	

※本調査の提出先(FAX、メールでの回答可)

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 県庁内 熊本県農業会議

TEL: 096-384-3333

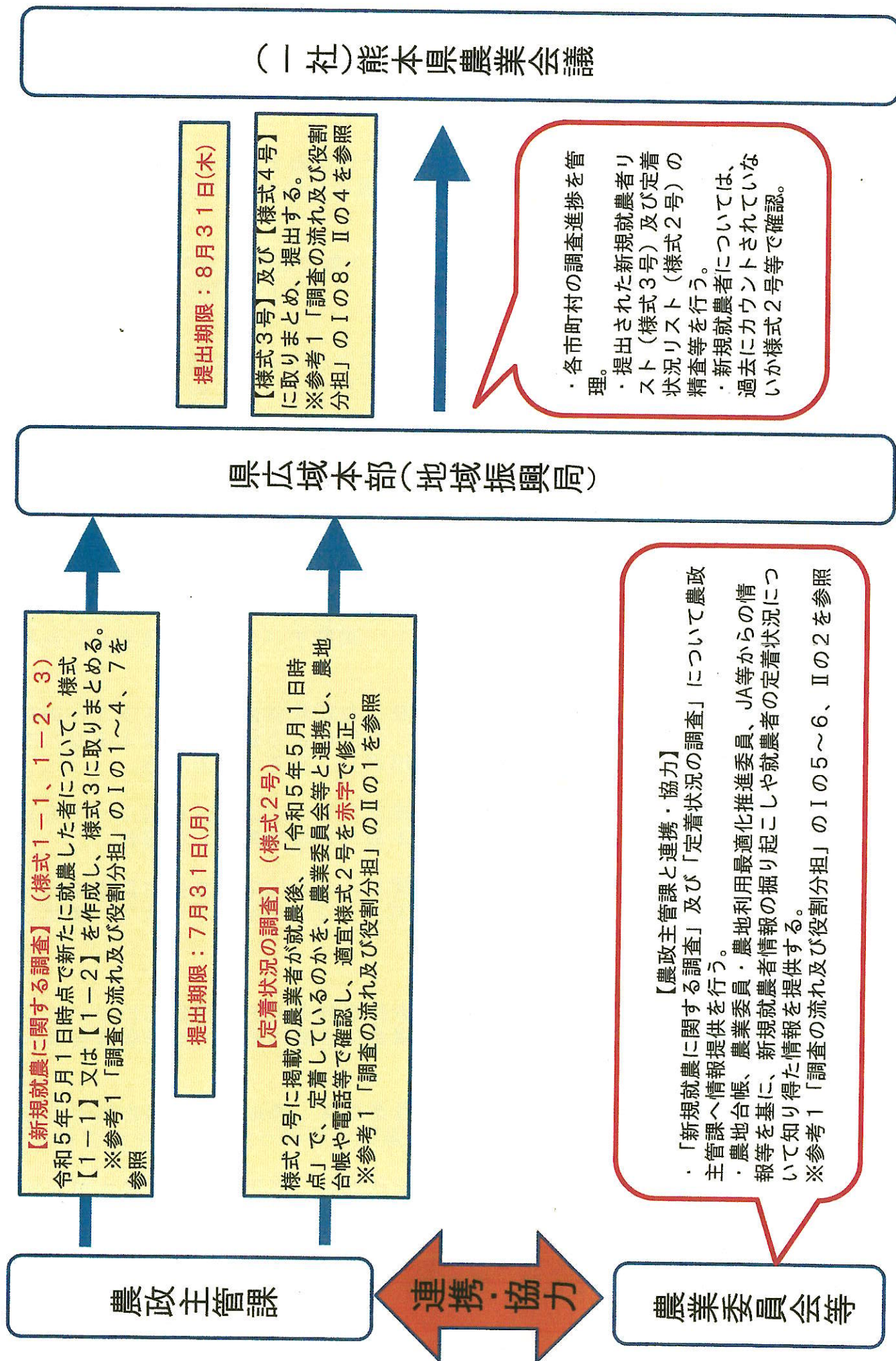
FAX: 096-385-1468 mail: 43ninaite@nca.or.jp

令和5年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の
調査の流れ及び役割分担I 新規就農に関する調査

- 1 市町村農政主管課は保有している「認定新規就農者」、「経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業・経営開始型)」、「就農祝い金」等の新規就農者に関する情報をリストアップする
- 2 上記の名簿に加え、「新規就農予定者名簿」、「農の雇用事業対象者リスト」、「旧農業次世代人材投資事業(経営開始型)リスト」を確認し、1のリストに必要な応じて追加。
- 3 様式2号を確認し、1のリストと重複者がいないかを確認。
併せて、前年度調査時点で報告がもれていた場合は、1のリストに必要な応じて追加。
- 4 1のリストに掲載された農業者に電話等で確認するか、又は「様式1-1号」「様式1-2」号を郵送やメールで送付する場合は送付文(送付文書例をご参照下さい)を添えて送付する。
- 5 1のリスト以外に新規就農者が存在する可能性があるため、農政主管課の求めに応じて、農業委員会等(認定農業者協議会、JA等)は地域の実情に精通している、農業委員・農地利用最適化推進委員等に対して、1のリストに掲載すべき新規就農者がいるのかを確認し、掲載すべき新規就農者がいた場合は、農政主管課へ情報を繋ぐ。
- 6 農政主管課と農業委員会等は新たに存在した新規就農者をリスト1への掲載及び調査方法(農政主管課による郵送・電話による調査方法をとるか、又は農業委員会等へ調査を依頼するか)を協議し、調査を実施する。
- 7 農政主管課は、調査結果を取りまとめ、様式3号に入力し、「様式1-1号」「様式1-2」の写しを添えて、県広域本部(地域振興局)に報告。
- 8 県広域本部(地域振興局)は内容を確認し、必要な応じて補完調査を行った後、県農業会議に「様式1-1号」「様式1-2」の写しを添えて、様式3号を期日までに報告する。

II 定着状況に関する調査

- 1 農政主管課は「様式2号」に掲載してある新規就農者の定着状況について、定着状況を電話等で確認する他、不明な場合は必要な応じて農業委員会等へ協力を依頼する。
- 2 農業委員会等は、地元精通している農業委員・農地利用最適化推進委員等へ様式2号の定着状況について確認し、農政主管課へ定着状況を報告する。
- 3 農政主管課は、2の定着状況を様式2号へ追記・修正し、県広域本部(地域振興局)に報告。
- 4 県広域本部(地域振興局)は様式2号の内容を様式4号に取りまとめ、必要な応じて補完調査を行った後、県農業会議に様式4号を期日までに報告する。



地域	
熊本	熊本市
宇城	宇城市、宇城市、美里町
玉名	玉名市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
鹿本	山鹿市
菊池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、薩山村、高森町、西原村、南阿蘇村
上益城	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
八代	八代市、永川町
荒北	水俣市、荒北町、津奈木町
球磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
天草	天草市、上天草市、苓北町
その他	県外
不明	記入なし

令和4年度就農予定者名簿

No.	地域	氏名	年齢	住所	電話	就農予定年度	進学予定年度	就職就農・進学・研修予定先	出身高校名等	備考1	備考2
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											

(番号4)

【64年度地域基金】交付対象者選考項目一覧

No.	応募の 申し込み番号	姓	名	姓(カナ)	名(カナ)	氏名	生年月日	年齢	性別	郵便番号	住所	電話番号	職業・所属機関の別	個人・法人の別	職業形態	職業形態(名称)	科目1	科目2
1	1	●●	●●	▲▲	▲▲	●●●●	令和5年1月1日	○	男	●●●-●●●●-●●●●		●●●-●●●●-●●●●	非営利	個人経営		▲▲	○○	作文
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

参考5

「雇用就農資金（旧 農の雇用事業）」対象者リスト（令和3年度事業採択研修生リスト）（例）

No.	地域	市町村	農業法人等名	郵便番号	(農業法人) 住所	研修生氏名	年齢	採用日	最終学歴
1	菊池	菊池市	A	000-0000	菊池市〇〇〇	農業 一郎	20	2021.5.6	④農薬大学校卒
2	阿蘇	阿蘇市	B	000-0000	阿蘇市〇〇〇	農業 二郎	27	2021.6.1	③高等学校(その他)
3	熊本	熊本市	C	000-0000	熊本市中央区〇〇〇	農業 三郎	26	2021.7.1	⑥大学卒
4	上益城	山都町	D	000-0000	山都町〇〇〇	農業 四郎	22	2021.6.1	②高等学校(農業系)
5	八代	八代市	E	000-0000	八代市〇〇〇	農業 五郎	26	2021.6.1	⑥大学卒
6	大津	大津町	F	000-0000	大津町〇〇〇	農業 六郎	44	2021.7.1	③高等学校(その他)
7	菊池	菊池市	G	000-0000	菊池市〇〇〇	農業 七郎	41	2021.6.16	⑥大学卒
8	熊本	熊本市	H	000-0000	熊本市北区〇〇〇	農業 八郎	32	2021.10.1	③高等学校(その他)
9	熊本	熊本市	I	000-0000	熊本市西区〇〇〇	農業 九郎	29	2021.8.21	⑥大学卒
10	玉名	和水町	J	000-0000	和水町△△△	農業 十郎	27	2021.8.5	③高等学校(その他)

令和5年度青年農業者・新規就農者実態補完調査 調査スケジュール（案）

令和5年7月11日（火）
一般社団法人熊本県農業会議

- 1 市町村等での調査実施 6月下旬～7月下旬
 - 2 市町村担当者会議（オンライン） 7月11日（火）
 - 3 市町村等→広域本部（地域振興局等）への報告期限 7月31日（月）【必着】
 - 4 広域本部（地域振興局等）→農業会議への報告期限 8月31日（木）【必着】
 - 5 二次調査（再確認）の依頼（必要に応じて） 9月～10月
 - 6 調査結果の集計・分析（二次調査結果等により整理） 11月～12月
 - 7 調査結果報告書（案）整理、実績報告書の提出 1月～2月末まで
- ※ 農業法人への雇用就農調査 7月中旬～8月31日（木）【必着】
（農業会議から農業法人へ直接調査）

農業者の皆様

相談料
無料

くまもと農業経営相談所を 活用しませんか？



こんな
“お悩み”
ありませんか？

- ☒ 法人化したい…
- ☒ 経営分析を受けてみたい…
- ☒ 円滑な経営継承はどうすればいいんだろう？
- ☒ 販路拡大したい…
- ☒ 人手を増やしたいけど、労務管理が分からない
- ☒ 経営の6次産業化にチャレンジしたい



農業者の相談に応じて、専門家支援チームが
問題解決に向けた支援を行います！

相談から専門家派遣までの流れ

STEP
1

相談者



- ①チラシ裏の「相談申込書」を記入
- ②最寄りの県普及・市町村又はくまもと農業経営相談所へ「相談申込書」を提出

STEP
2

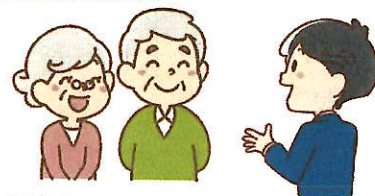
くまもと農業経営相談所
(運営会議・経営戦略会議)



相談内容に応じて専門家を選定し、支援チームと支援計画を作成

STEP
3

専門家派遣



相談者の下へ、税理士・中小企業診断士等の専門家が出向き、課題解決に向けたアドバイスを実施

派遣可能な専門家一覧

税理士・中小企業診断士・社会保険労務士・司法書士
行政書士・弁護士・弁理士・販売アドバイザー・経営コンサルタント
農業法人経営者 等

過去5年間(2018年度～2022年度)の相談実績

- 法人化に関する相談：217件
- 新規就農者の営農定着に関する相談：5件
- 経営診断・経営改善相談：102件
- その他(雇用・労務に関する相談等)：145件
- 経営継承に関する相談：29件

- くまもと農業経営相談所の相談事業は、国の農業経営・就農サポート推進事業を活用して設置する「熊本県農業経営・就農支援センター」の機能を持った相談機関で、熊本県の委託を受けて熊本県農業会議が業務を実施しています。
- 相談の申込(裏面)は県の各地域振興局(農業普及・振興課)、市町村、JA等の関係機関で受け付けします。
- また農業経営相談所に直接FAX、メール等で申込みすることもできます。

お問合せ先

くまもと農業経営相談所

【事務局：(一社)熊本県農業会議】

TEL 096-384-3333 / 096-387-1508

FAX 096-385-1468

メール 43ninaite@nca.or.jp / 43kaigi@nca.or.jp

令和5年度 くまもと農業経営相談所【申込書】

1 相談者情報

フリガナ				年 齢	
氏 名				才	
住 所		〒 -			
連絡先	電話番号	-	-	FAX番号	-
	携帯番号	-	-		
	メールアドレス				
経営区分		☐ 法人 ☐ 個人 ☐ 任意団体 ※法人又は団体の場合は名称()			
労働力	家族労働力	〈記載例〉…父(〇〇才、代表)、母(〇〇才、経理)、本人、妻(〇〇才)、息子(〇〇才)の4人			
	従業員	(常時雇用者数)	名		
		(臨時雇用者数)	名		

2 経営状況

経営内容 〇作物名、作付面積 〇飼養家畜数 〇施設・機械の保有状況 〇就農年数 〇作業受託 〇人・農地プランの中心経営体、等	〈記載例〉…肉用牛 50 頭、トマト 50a (施設)、米 5ha、飼料作物 2ha、牛舎 3 棟、トラクター・コンバイン等保有、就農年数 15 年
認定農業者・認定新規就農者	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 (認定年: 年) ※左に該当する場合はチェックして下さい。
確定申告状況(青色申告等)	☐ 青色申告 (☐ 単式簿記 ☐ 複式簿記) ☐ 白色申告

3 相談内容

相談区分	☐ 法人化 ☐ 経営改善 ☐ 経営継承 ☐ 税制 ☐ 雇用・労務(雇用・社会保険等) ☐ 加工・販路拡大 ☐ 経営拡大、農地集積 ☐ 補助金・融資 ☐ 新規就農者定着 ☐ その他()
具体的な相談内容 できるだけ具体的に 記載ください	

4 希望時期(経営分析・専門家派遣)

令和 年 月

※相談に対応する専門家の派遣の前に、経営状況を把握するため経営分析(専門家等)を実施します。

※ 本申込書に記載いただいた個人情報の利用に関しては、「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守して適正に管理いたします。

FAX番号 096-385-1468 メール 43ninaite@nca.or.jp

※FAXまたはメールでお申込みください。

■ 申込書 送付先／お問合せ先

くまもと農業経営相談所(熊本県農業経営・就農支援センター)(事務局：一般社団法人 熊本県農業会議)

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 県庁本館9F

TEL : 096-384-3333 FAX : 096-385-1468 E-mail : 43ninaite@nca.or.jp / 43kaigi@nca.or.jp

農業者の経営相談

お気軽に
ご相談
ください



事前
予約制

相談者募集!!



無料 定例相談会

農業者の経営相談を「くまもと農業経営相談所」が無料で対応します。

相談には、専門家(中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等)、相談所の担当者、熊本県担当者が対応します。

01

法人化

02

税制相談

03

労務管理・
雇用関係

04

経営分析・
改善

05

経営継承

06

新規就農者の
経営発展・改善

07

農業経営
改善計画の
目標達成
(認定農業者)

08

加工・
販路拡大

09

補助金・
融資制度

etc.



日程 毎月第4金曜日の午後(13:30～15:00)に開催します。

(日時は変更することがあります。定員に達した場合はご希望に添えない場合がございます。)

場所 熊本市内の「ホテル熊本テルサ会議室」「熊本県庁内会議室」等で開催
(お申し込み受付の後に相談所が指定します。)

対象 認定農業者、認定新規就農者等の農業者

申込 TEL または 裏面の申込書 (FAX・メール) により、お気軽にお申し込み下さい。

お申し込み
お問合せ先

くまもと農業経営相談所

【事務局：一般社団法人 熊本県農業会議】

TEL : 096-384-3333 FAX : 096-385-1468

Email : 43ninaite@nca.or.jp

【無料定例相談会申込書】

1 相談者情報

フリガナ				年 齢
氏 名				才
住 所		〒 -		
連絡先	電話番号	- -	FAX番号	- -
	携帯番号	- -		
	メールアドレス			
経営区分		☐ 法人 ☐ 個人 ☐ 任意団体 ※法人又は団体の場合は名称()		
労働力	家族労働力	〈記載例〉…父(〇〇才、代表)、母(〇〇才、経理)、本人、妻(〇〇才)、息子(〇〇才)の4人		
	従業員	(常時雇用者数)	名	
		(臨時雇用者数)	名	

2 経営状況

経営内容 ☐ 作物名、作付面積 ☐ 飼養家畜数 ☐ 施設・機械の保有状況 ☐ 就農年数 ☐ 作業受託 ☐ 人・農地プランの中心経営体、等	〈記載例〉…肉用牛 50 頭、トマト 50a(施設)、米 5ha、飼料作物 2ha、牛舎 3 棟、トラクター・コンバイン等保有、就農年数 15 年
認定農業者・認定新規就農者	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者(認定年： 年) ※左に該当する場合はチェックして下さい。
確定申告状況(青色申告等)	☐ 青色申告 (☐ 単式簿記 ☐ 複式簿記) ☐ 白色申告

3 相談内容

相談区分	☐ 法人化 ☐ 経営改善 ☐ 経営継承 ☐ 税制 ☐ 雇用・労務(雇用・社会保険等) ☐ 加工・販路拡大 ☐ 経営拡大、農地集積 ☐ 補助金・融資 ☐ 新規就農者定着 ☐ その他()
具体的な相談内容 できるだけ具体的に 記載ください	

4 希望時期

令和	年	月
----	---	---

※相談者の経営状況を把握するため、決算書等の関係資料の提出をお願いする場合があります。

※ 本申込書に記載いただいた個人情報の利用に関しては、「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守して適正に管理いたします。

FAX番号 096-385-1468 メール 43ninaite@nca.or.jp

※FAXまたはメールでお申込みください。

■ 申込書 送付先／お問合せ先

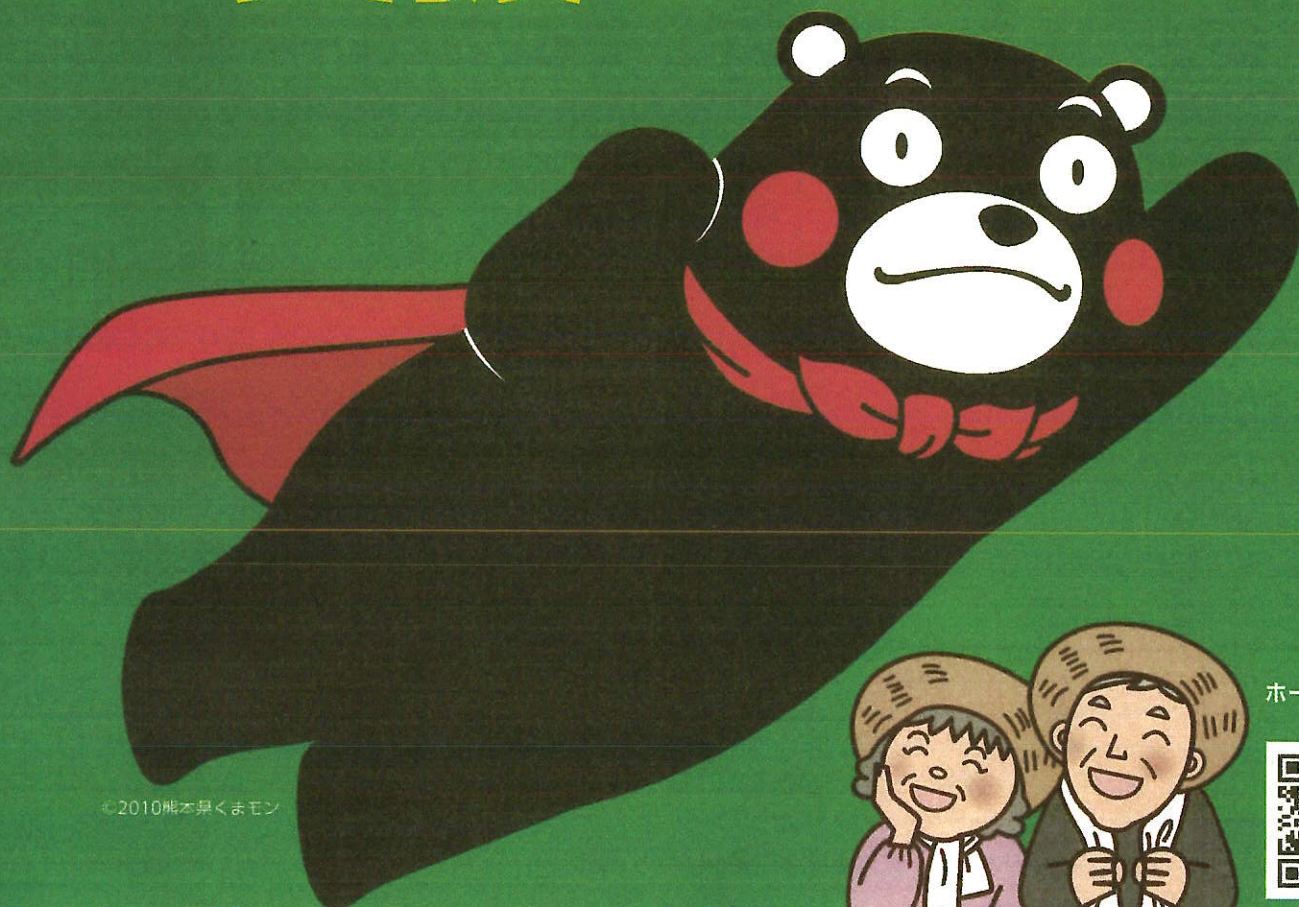
くまもと農業経営相談所(熊本県農業経営・就農支援センター)(事務局：一般社団法人 熊本県農業会議)

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 県庁本館9F

TEL：096-384-3333 FAX：096-385-1468 E-mail：43ninaite@nca.or.jp

くまもと農業経営継承支援センターが

農業経営の引継ぎ 支援します!



©2010熊本県くまモン

ホームページは
こちら



親子・親族

後を継がせたいがよくわからない

- 子どもに継がせたい…
- どう話すべきか…

第三者

やる気のある新規就農者に任せたい

- 後継者がいない…
- 周りに若手がない…
- 法人化して引継ぎたいが、方法がわからない…

相談
無料

農業の引継ぎにお悩みの方
まずは、現状からお聞かせください!

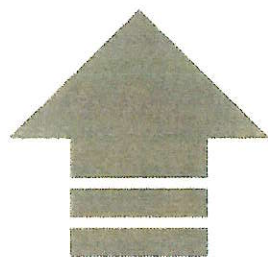
お電話はこちら ☎ **096-384-3333**

平日8:30~17:00(土・日・祝日除く)

くまもと農業経営継承支援センター

[熊本県、熊本県農業協同組合中央会、(公財)熊本県農業公社、(一社)熊本県農業会議(主たる事務局)]

FAX.096-385-1468 ✉ 43ninaite@nca.or.jp



FAX.096-385-1468

お問い合わせ
お申し込み先

くまもと農業経営継承支援センター 宛
一般社団法人熊本県農業会議(農政・担い手対策課)
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁行政棟本館9階
TEL.096-384-3333 ■43ninaite@nca.or.jp

又は

関係機関

くまもと農業経営継承支援センター 継承(移譲)相談申込書

年 月 日

ふりがな		年 齢	名 称 (法人名・組織名)	
相談者氏名				
住 所	〒			
連絡先	携帯電話		F A X	
	電 話		メー ル	
経 営 内 容	☐ 米麦作 ☐ 野菜 ☐ 果樹 ☐ 花き ☐ 畜産 ☐ その他()			
経 営 区 分	☐ 法人 ☐ 個人 ☐ その他()			
後継者候補の有無	☐ 後継者候補あり [親族内(親子間等) ・ 第三者(親族以外)] ※どちらかに○をつける ☐ 後継者候補なし			
継承(移譲)を 考えている時期	☐ 2年未満 ☐ 10～20年未満 ☐ 2～5年未満 ☐ まだ具体的な時期は決めていない ☐ 5～10年未満			
継承(移譲)後の 意向	☐ 全て継承(移譲)し自身は引退 ☐ 全て継承(移譲)するが後継者が自立できるまで経営に参画 ☐ 一部分のみ継承(移譲)し自身も別で経営を継続 ☐ まだ決まっていない			
相談内容	☐ 経営継承を含めた中長期的(5～10年)な経営計画について ☐ 代表者・経営権・販売名義の移行時期について ☐ 継承(移譲)すべき資産について ☐ その他 ※より具体的にご記入ください(農地、ハウス、倉庫等)。			

お申し込み頂いた後、改めて、くまもと農業経営継承支援センター又は、市町村等関係機関よりご連絡させていただきます。申込書に記載頂いた個人情報の利用に関しては、「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守して適正に管理するとともに、本件以外の目的には使用しません。